

たつの市教育委員会障害者活躍推進計画

| | |
|--------------------------|--|
| 機関名 | たつの市教育委員会 |
| 任命権者 | たつの市教育委員会 |
| 計画期間 | 令和7年4月1日～令和12年3月31日 |
| たつの市教育委員会における障害者雇用に関する課題 | <p>たつの市教育委員会においては、法定雇用率を達成すべく障害者雇用の促進を図っており、令和7年4月1日現在、法定雇用障害者数を満たしている。</p> <p>今後も継続して障害者の募集・採用に努めるとともに、法定雇用率の達成はもちろんのこと、雇用した障害者である職員の活躍のために、障害特性や個性に応じた能力を発揮できるよう職種や業務内容の拡充といった更なる体制整備や各種取組を進めることが必要である。</p> |
| 目標 | |
| ①採用に関する目標 | <p>【実雇用率】</p> <p>各年度において、当該年6月1日時点の法定雇用率以上</p> <p>(評価方法) 毎年の任免状況通報による把握・進捗管理を行う。</p> |
| ②定着に関する目標 | <p>不本意な離職者を極力生じさせない</p> <p>(評価方法) 毎年の任免状況通報時、人事記録等を元に、特に前年度採用者の定着状況を把握し、進捗管理を行う。</p> |
| 取組内容 | |
| 1 障害者の活躍を推進する整備体制 | |
| (1) 組織面 | <ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として、教育部教育総務課長を選任する。 ○障害者である職員の相談窓口として、障害者職業生活相談員を選任する。 ○組織内の人的サポート体制(障害者雇用推進者、人事担当)を整備するとともに、組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理し、必要に応じて関係者間において情報を共有する。 ○役割分担及び各種相談先については、人事異動に変更が生じるため、定期的に更新を行う。 |
| (2) 人材面 | <ul style="list-style-type: none"> ○障害者職業生活相談員に選任された者(選任予定の者を含む。)について、兵庫労働局が開催する「障害者職業生活相談員資格認定講習」を受講させる。 ○庁内研修として、兵庫労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の出前講座を活用し、参加者を募る。 |

| | |
|---------------------------|---|
| 2 障害者の活躍の基本となる職務の選定創出 | |
| | ○現に勤務する障害者や今後採用予定の障害者の能力や希望を踏まえ、適宜面談や人事評価を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。 |
| 3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 | |
| (1) 職務環境 | ○相談窓口への相談のほか、所属長による面談を通じて必要な配慮等の有無を把握し、継続的に必要な措置を講ずる。 ○措置を講じるに当たっては、障害者である職員の要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。 |
| (2) 募集・採用 | ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 |
| (3) その他の人事管理 | ○中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備や通院への配慮、働き方等の取組を進める。 |
| 4 その他 | |
| | ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。 |